

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

令和4年1月に我が国及びオーストラリアの間で、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、二国間の防衛協力を円滑にすることを目的とした「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（以下「日豪協定」という。）について署名に至った。さらに、令和5年1月に我が国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の間でも同趣旨の協定である「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」（以下「日英協定」という。）が署名に至ったところである。

これらの協定の的確な実施を確保するため、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「施行令」という。）について、所要の改正を行う。

2. 概要

日豪協定に基づき日本国内に所在するオーストラリアの軍隊及び日英協定に基づき日本国内に所在する英国の軍隊について、自動車損害賠償責任保険等の加入義務を免除することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣	議：令和5年7月11日（火）
公	布：令和5年7月14日（金）
施	行：オーストラリアの軍隊に係る部分は日豪協定の効力発生の日 英国の軍隊に係る部分は日英協定の効力発生の日